

日本保険学会賞の概要

1. 学会賞創設の目的

当学会会員の保険に関する優れた研究成果を表彰することによって、優れた研究が一層盛んになることを当学会として推進するためにこの賞を設けた。

2. 表彰の対象

当学会会員による保険分野の優れた研究業績を表彰対象とする(学会活動や教育実績については表彰対象としない)。

3. 学会賞の種類

(1) 種類

「日本保険学会賞(著書の部)」と「日本保険学会賞(論文の部)」とを設ける。

(2) 著書の部

「日本保険学会賞(著書の部)」の表彰著書は、概ね、商学・経済学から1冊、法学から1冊の合計2冊までの選出とする。

(3) 論文の部

「日本保険学会賞(論文の部)」の表彰論文は、概ね、商学・経済学から1本、法学から1本の合計2本を毎年選出する。

4. 選考対象とする論文・著書

(1) 選考対象著書

選考対象とする著書は、前年度に公刊された著書で、自薦・他薦があったものすべてとする。ここでいう「著書」とは、ISSN 番号が付されたものをいう。

(2) 選考対象論文

選考対象とする論文は、以下のものとする。

- (a) 前年度に刊行された当学会誌、生命保険論集、損害保険研究の3誌に掲載されたすべての論文
- (b) 前年度に刊行された論文のうち、学会賞選考委員会に対して、推薦された論文(自薦・他薦を問わない)

(3) 推薦手続き

上記(1)の著書を推薦しようとする者は、当学会所定の推薦理由書に当該著書2部を添付して、また、上記(2)(b)の論文を推薦しようとする者は、当学会所定の推薦理由書に当該論文の抜刷2部を添付して、翌年度の5月7日までに、当学会事務局に郵便により 申し込まなければならない。

なお、推薦手続きは、当学会誌ならびに学会のホームページに公示する。

(4) 会員著作

選考対象となる著書や論文は、当学会会員の著作に限る。

(5) 必要在籍年数

選考対象となる著書や論文の著者は、表彰を行う日本保険学会大会開催時において、当学会に継続して1年以上在籍する者に限る。

(6) 年齢制限

選考対象となる論文の著者は、当該論文の刊行時において39歳以下の者に限る。

なお、著書については年齢制限を設けない。

(7) 共著の取扱い

選考対象となる著書や論文は、単著または、執筆者3名以内の共著に限る。なお、共著の場合には、共著者全員について(4)~(6)の要件を充足しなければならない。

(8) 複数受賞の制限

過去に「日本保険学会賞(著書の部)」もしくは「日本保険学会賞(論文の部)」を受賞した者は、同一の賞を再度受けることはできない。

5. 選考基準

保険分野の研究として、独自性・独創性・新規性のある見解を示すものであって、当学会としての研究成果の蓄積に貢献するところが顕著であると認められる著書または論文の著者に対して、日本保険学会賞(著書の部)または日本保険学会賞(論文の部)を授与する。

6. 表彰内容

(1) 賞状の授与

受賞者には賞状を授与する。

(2) 副賞の授与

受賞者には副賞として賞金(著書の部は5万円、論文の部は3万円)、および記念品を授与する。

以 上